

## 決算特別委員会会議録

日時 令和3年10月14日（木） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 2時24分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 山田 一功  
副委員長 乙黒 泰樹  
委員 猪股 尚彦 大久保俊雄 志村 直毅 向山 憲稔  
浅川 力三 卯月 政人 古屋 雅夫 藤本 好彦  
臼井 友基 桐原 正仁 小越 智子 飯島 修

委員欠席者 宮本 秀憲

## 説明のため出席した者

産業労働部長 小林 厚 産業労働部理事（次長兼職） 内藤 裕利 産業労働部次長 丹沢 竜  
産業政策課長 山岸 ゆり 成長産業推進課長 若月 衛 産業振興課長 三科 隆人  
労政雇用課長 渡辺 一秀 産業人材育成課長 入倉 由紀子

県民生活部長 小田切 春美 男女共同参画・女性活躍推進監 井上 泰子  
県民生活部次長 小林 桂 県民生活部次長（グリーン・ゾーン推進） 一瀬 富房  
県民生活総務課長 雨宮 学 北富士演習場対策課長 加藤 栄佐 統計調査課長 小林 司  
県民安全協働課長 望月 英二 私学・科学振興課長 小林 洋一  
グリーン・ゾーン推進課長 鈴木 孝二 交通政策課長 藤原 さつき

労働委員会事務局長 渡辺 真太郎 労働委員会事務局次長 深澤 恵子

林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津  
林政部技監 高野 裕司 林政総務課長 信田 恭央 森林整備課長 上野 真一  
林業振興課長 深水 晋一郎 県有林課長 斉藤 直紀 治山林道課長 金丸 祐司

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司  
環境・エネルギー政策課長 中澤 一郎 大気水質保全課長 渡辺 延春  
環境整備課長 望月 等 自然共生推進課長 石原 徳幸

議会事務局次長（総務課長事務取扱） 瀧本 勝彦

監査委員事務局長 山岸 正宜 監査委員事務局次長 丸山 正雄

公営企業管理者 中澤 宏樹 企業局長 高野 雄司 総務課長 雨宮 俊彦  
電気課長 功刀 稔永 新エネルギーシステム推進室長 宮崎 和也

出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩

議題 認第1号 令和2年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件  
 認第2号 令和2年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 午前10時02分から午前10時56分まで県民生活部・産業労働部・労働委員会事務局関係、午前11時15分から午前11時51分まで、休憩をはさみ、午後1時00分から午後1時17分まで林政部・環境・エネルギー部・監査委員事務局・議会事務局関係、午後1時40分から午後2時24分まで企業局関係の部局審査を行った。

**質疑 県民生活部、産業労働部、労働委員会事務局関係**

（医療機器関連産業の実績について）

猪股委員 産業労働部の関係で先ほど部長から説明いただいた関係です。主要施策成果説明書の3ページ。医療機器関連産業の集積とありますけれども、この説明の中で概要にあるとおりで、県内医療機関等と連携し、中小企業の医療機器関連分野進出を支援したとのこと。これは県内の中小企業だけがターゲットなのか、要は県外からも山梨県に進出している企業があるのかどうか、わかりますか。何点か確認させてください。

若月成長産業推進課長 こちらの事業ですが、県内の製造業、企業を対象としているところでございます。県内の機械電子産業などは高い技術力を非常に持っておりますので、これを横展開するような形で新たに医療機器に参入をいただくと。これを支援していく事業でございます。

猪股委員 県内の企業が対象ということですね。また、ここに開発に関連する企業数88社とあるのですが、その上に参入企業の増加に寄与したとのこと。増えていることをうたっていると思うのですが、それでは前はどうかだったのか。比較があれば、これだけ増えているという感覚があるのですが、この伸び率がこれだけであれば、ちょっとわかりづらいのではないかと思います。その辺はいかがですか。

若月成長産業推進課長 確かに企業数は88社としか書いてございません。これを経年でもある比較をいたしますと、平成30年度については61社でありました。また、令和元年度が71社となり、10社増えております。これが令和2年度末ということで、17社増えまして88社という状況でございます。

（商工諸費について）

小越委員 何点かお伺いします。特に昨年度はコロナ対策で、産業労働部はそれが主になっていると思うのですが、その説明が主要成果にもないので、ちょっと確認させてもらいたいです。

まず、最初に県民生活部、先ほど私の聞き間違えかわかりませんが、概要の県民4ページ、商工費のところ、グリーンゾーンの商工費の何とかと言ったと思うのですが、これはグリーンゾーンの何を指しているのか、この商工諸費に入っているのか、説明をお願いします。

鈴木グリーンゾーン推進課長 グリーンゾーンの関係ですが、入っているのは商工費のうち商工総務費に、商工費で9621万8000円、入っております。中身について一つずつ説明します。決算報告書の県民の3ページにあります総務費の中の住みよい地域づくり推進費1348万3000円、こちらの方がまず一つで、ウェブ、ホームページのお金でございます。それから、次の県民の4ページに商工費がありまして、商工諸費9621万8000円、こちらにつきましては事務局の運営の委託費を計上しております。

小越委員 産業労働部の最初のページ、私が不勉強かもしれませんが、産業労働部の5ページの歳出のところ、私の聞き間違いかもしれませんが、休業要請にかかるお金が出たのがこの産業5ページの商工諸費の8億9900万円ですか。これが1月の休業要請の協力金のお金だという理解でいいのか。まず御確認ください。

山岸産業政策課長 御指摘のとおり、1月末から2月頭にかけての営業時間短縮要請にかかる協力金でございます。

小越委員 それから、産業1ページ、歳入の予算現額に対して入ってくる調定額、収入済額、予算現額に対して調定額にかなり開きがあるのですけれども、それは予算総額だけではなく、多分、国庫支出金など他にもあると思いますし、諸収入があると思うのですが、予算に対して調定額がこれだけ下がるのはどうしてですか。

山岸産業政策課長 この差額の主な要因といたしましては、商工業振興資金の融資実績が見込みを下回ったことなどによりまして、事業者からの償還金が減少したことによるものです。

(資金対策費について)

小越委員 資金対策費で、多分、コロナの関係で資金対策をやったと思うのですけれども、産6ページの金融対策費の資金対策費の執行が836億1700万円で、不用額は産9ページで資金対策執行残624億円ということは、予定していたのは1460億円位で、執行残が840億円位であり、残り630億円という理解でよろしいのでしょうか。ということは、予想よりも借りた人が少ない、6割ちょっと切るぐらいかと思うのですけれども、その理解でよろしいでしょうか。

三科産業振興課長 ただいま小越委員がおっしゃったとおりの理解で結構です。

小越委員 予想よりも6割位というのは、借りづらかったということでしょうか。それとも、このくらいが妥当だったということで、多めに見積もっておいたということでしょうか。

三科産業振興課長 後者であり、足りなくなることが最悪の事態ですので、多めに見積もらせていただいたということになります。

(雇用対策について)

小越委員 産業労働部とすれば、中小企業支援ということで休業要請とか資金対策があったと思うのですけれども、もう一つ雇用対策で、様々なコロナ対策をしたと思うのですが、具体的にどんなことがあったのか、ちょっと読み取れなくて。雇用対策でどんな事業があったのか、その実績がどうなっているのか、わかる範囲で教えてください。

渡辺労政雇用課長 コロナ対策の雇用対策といたしましては、昨年度、国の雇用調整助成金や産業雇用安定助成金等の書類作成などの申請手続きの問い合わせが殺到したことから、県においても、電話相談、対面相談窓口の設置や社会保険労務士による訪問相談を実施しております。あとは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、労働者の解雇や雇止めが生じたことから、離職者を含む一般求職者を対象とした合同就職説明会を開催しています。

小越委員 休業支援金みたいなものはなかったでしょうか。

渡辺労政雇用課長 失礼しました。休業支援金の交付も行っています。

小越委員 済みません。実績、回数とか金額とか、先ほどの申請手続きや休業支援金、それはどこにある

のか、その実績が知りたいのですが。

渡辺労政雇用課長 産5ページの雇用対策費の中にございまして、その中で実績といたしましては363人に1250万円を交付してございます。

小越委員 その数字は何の事業なのか、産5ページの雇用対策費の中のどこに入っていて、今、課長がおっしゃったのは何の事業の実績なのか、ちょっと教えてください。

渡辺労政雇用課長 失礼いたしました。訂正いたします。産4ページの労働教育費の2860万3000円の中で、労使関係調整費が2774万6000円ございますが、この中に入っています。

山田（一）委員長 もう一度その説明をしてください。その内訳を先ほど言ったと思います。

渡辺労政雇用課長 産4ページ、労使関係調整費があり、2774万6000円でございまして、そのうち、新型コロナウイルスの対策の休業助成金が1250万円。それから、新型コロナウイルス対策の支援等の相談体制の強化事業費814万円。そのほか、相談会の開催経費等で185万8000円となっております。

小越委員 産業労働部で、去年、一番やっていたのはコロナのことだと思います。主要成果でもわからず、労働教育費の中にいろいろまぜこぜになっているので、雇用対策や中小企業支援を含め、コロナ対策でどんな事業があつて、どこに幾ら出したとか、一覧表があつたらいただきたいのですけれども、資料要求をお願いします。

山田（一）委員長 執行部に申し上げます。小越委員から要求のありました資料につきまして、資料作成できますか。多岐にわたっていると思いますが。

山岸産業政策課長 コロナ対策の事業を雇用対策や企業支援も含めてということで、一覧で作成をさせていただきます。

山田（一）委員長 それでは資料の請求をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

質疑 林政部、環境・エネルギー部、監査委員事務局、議会事務局関係

（諸収入について）

猪股委員 林3ページ、予算現額に対して調定額が増えているということは、何らかの原因があると思うのですけれども、それについて説明を願いたい。

信田林政総務課長 これは10億円以上増加しておりますけれども、その要因といたしまして、一つは、令和2年度の各予算編成の時点で収入の見込みがなく立てていなかったものが、急遽、調定が発生したというものがございます。それ以外に、過去に調定したものにつきまして、収入未済となっている延滞繰越されたものがあるということですが、具体的には、峡東談合の公正入札違約金の未済という部分ですとか、あと、上野原市の野田尻地内で発生しました土砂崩落対策事業として実施した応急対策工事の求償です。地権者というか行為者に対する求償、それが未済になっているということでございます。

猪股委員 今回の説明で違約金が下の欄にあります収入未済額、この金額がすぐに解決するものではないという解釈ですね。何年もかかっていることが、収入未済に入っているという解釈でいいのか、その辺はいかがでしょうか。

信田林政総務課長 公正入札違約金は、談合等が発生した場合に、契約額の20%という金額を違約金として、請負業者等は県に支払わなければならないというものでございまして、それについては、請求をしていたのですけれども、金額が多額に上ることから、業者側から民事調停等が申し立てられたという経過がございます。それで、6月議会において、その和解案について議案として出ささせていただいたところでございますが、今後その和解に基づいて、しっかりと支払っていただくことになるものでございます。

猪股委員 6月定例会ではその説明も受けているし、大体的内容はわかりましたけれども。決算に関しては、この収入未済が載っていますが、今後、決算に対するこの収入未済は継続して残っていくという形でいいのか、単年度でこの金額で処理していくのか、その辺はいかがでしょうか。

信田林政総務課長 収入未済額につきましては、今後も残ってまいります。

山田（一）委員長 多分、来年の決算では片付くのではないのでしょうか。何らかの方法であれば、そこまで説明した方がいいと思います。

信田林政総務課長 調定の中身については、まず実損分として、実際に入札の中で談合がなかったのであれば、この金額で落札されただろうという金額と実際の落札額を比較して、その差額分を実損分として、年内にお支払いいただくというのが一つございます。

それ以外に、やはり談合したということに対するペナルティという意味合いで、契約額の5%については、基本的に5年をかけてお支払いいただくということになっております。約束どおりしっかりお支払いいただいて、また、業者の方々が地域貢献の活動をしていただくという条件が満たされれば、それ以外の部分については、債務が消滅するという構造になっております。

（恩賜県有財産特別会計について）

向山委員 恩賜県有財産で確認をさせていただきますが、例の富士急の山中湖の土地における収入の金額と、どこの科目に入っているかを確認したいと思います。

斉藤県有林課長 富士急の別荘地の絡みの土地貸付料につきましては、林15ページをお願いいたします。そちらの欄の収入済額の内訳、土地貸付料に入っているところでございます。

向山委員 金額をお願いします。

斉藤県有林課長 3億2999万9321円でございます。

向山委員 あと昨年中に不動産鑑定で、私も土木森林環境委員会の中で話をしましたが、不動産鑑定の金額と、どこに記載があるかを確認します。

斉藤県有林課長 林20ページの財産管理費の7194万3000円の中に入っているところでございます。

向山委員 林20ページの財産管理費は、どこの部分でしょうか。

斉藤県有林課長 申し訳ありません。翌年度繰越状況は、次のとおりと書いてございまして、その財産管理費でございます。

向山委員 特別委員会の時も確認をしたとおりですけれども、最終的に昨年度中は不動産鑑定として全体をしなかったものを翌年度繰越で行ったという認識でよろしいでしょうか。実際に訴訟の中で行った、嶋内鑑定とか、そうしたものはこの恩賜県有財産の金額ではないということでしょうか。

斉藤県有林課長 訴訟の中で行った鑑定も、恩賜県有財産の嶋内鑑定、大河内鑑定はこの予算を使っております。

向山委員 それも繰越費の財産管理の中に入っているということでもよろしいでしょうか。

斉藤県有林課長 そのとおりでございます。

山田（一）委員長 斉藤課長、訂正ですか。

斉藤県有林課長 一点、訂正がございます。

林17ページに書いてございます、三つ目のマルの二つ目の線、保護管理費の中の財産管理費4222万5000円が昨年度のものでございます。

向山委員 この4225万5000円の中の金額に嶋内鑑定などの鑑定費用が含まれていて、全部が県有地の不動産鑑定額というわけではなくて、この一部ということでもよろしいですね。一応、金額を確認させてください。

斉藤県有林課長 嶋内鑑定におかれましては、R2の財産管理費の中の330万円と150万円でございます。以上が、昨年度分で執行したところでございます。

向山委員 そうすると大河内鑑定は繰り越しということで、澤野鑑定はこの昨年度中に入っているということですね、金額も。

斉藤県有林課長 澤野鑑定につきましては、561万円でございます。

小越委員 もう1回説明をお願いしたいのですが、財産管理費の澤野鑑定が561万円で、先ほどの330万円と150万円とは何ですか。嶋内鑑定が330万円と150万円を足して、澤野さんが5

61万円ということでしょうか。

斉藤県有林課長 澤野鑑定が561万円、嶋内鑑定が330万円と150万円でございます。

小越委員 繰り越しの中には、何が入って幾らなのですか。

斉藤県有林課長 繰り越しの中には、今、全県でやっておりますJLL森井鑑定がございます。それが4816万7000円。そのほか、大河内鑑定の660万円、106万2000円、520万740円。さらに嶋内鑑定の150万円と500万50円でございます。

小越委員 森井鑑定は4816万円、大河内不動産鑑定が660万円、澤野鑑定も入っているのですか。繰り越しはどの鑑定で幾らですか。

斉藤県有林課長 繰り返します。森井鑑定、全県やった大型のものが4816万7000円、大河内不動産鑑定が660万円と106万2600円。あとは520万6740円。嶋内鑑定が150万円と500万50円でございます。

小越委員 先ほど、繰り越しと去年に執行したのは、澤野鑑定と嶋内鑑定と聞いたのですが、繰り越したもののなかにも澤野鑑定が入っていますか。繰り越したのは、森井鑑定と大河内不動産鑑定だけだと思ったのですが、今、説明を聞くと澤野鑑定も入っているみたいなことを聞いたので、そこをちょっと分けてほしいのですが。

山田委員長 内容が多すぎるので、資料にしますか。  
お諮りいたします。小越委員から要求がありました資料について、委員会として資料要求しますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（県有地を活用した新たな企業活動等の場創出事業費補助金について）

小越委員 もう一点確認させてください。林14ページの県有地を活用した新たな企業活動等の場創出事業費補助金、これが歳入であるのですけれども、県支出金で県から受けて、ただし歳出の方にはないのですが、これはどういう事業で、なぜ歳出にないのでしょうか。

斉藤県有林課長 まず、林14ページの歳入につきましては、地方創生交付金を活用しておりますので、一般会計から恩賜特別会計に220万円がきているという収入の関係でございます。あと、歳出につきましては、林20ページでございます。先ほどの不動産鑑定の財産管理費と同じところでございます。一つ目のマルの保護管理費の財産管理費、その中で今年度に繰り越してございますので、新たな活動支援創出交付事業として、543万7000円ということで繰り越しているところでございます。

小越委員 ということは、先ほどの繰り越した財産管理費の中に、この林14ページのこれも入っているという理解なののですけれども、この林14ページの県有地を活用した新たな企業活動等創出事業費補助金とは具体的に、どういうものなのですか。

斉藤県有林課長 県有地の未利用地がございまして、それにつきまして、今後どのような活用をしていけばいいかということ、今、委託で出しております、それに基づいて今後の未利用地の活用、運用について検討していくための事業でございます。

小越委員        確認ですが、今おっしゃったのは、先ほど言った県有地の森井不動産が鑑定しているものとは別で、確か県有林課が持っている東光寺の上のTDKの跡地とか、そこの話のことですよ。

斉藤県有林課長   そのとおりでございます。

質疑 企業局関係

（電気事業会計について）

向山委員 電気事業会計のところなのですが、子育て支援事業及び教育関係事業などを対象とした一般会計の繰り出しということで、新しい基金への繰り出しかと思えますけれども、この金額等がわかればお伺いしたい。

雨宮総務課長 一般会計の繰り出しでございますけれども、少人数学級を行います基金につきましては、令和3年度に創設されたものでございまして、令和2年度中におきましても、5億円の繰り出しをしているところでございますが、その内訳でよろしいのでしょうか。

向山委員 はい。

雨宮総務課長 子育て支援事業として1億7000万円。クリーンエネルギー推進事業といたしまして355万円余。地球温暖化対策事業といたしまして3047万8000円余。環境保全事業といたしまして6398万円余。教育関係事業といたしまして2億3199万円となっております、合計で5億円の繰り出しをしているところでございます。

向山委員 電気事業を含めた企業局の中のその事業の使途というのは、何か規約などが決まっていますでしょうか。

雨宮総務課長 電気事業で申し上げますと、純利益となりました9億8770万円がございまして、これにつきましては、各積立金にまず積み立てることとしておりまして、具体的に申し上げますと、利益積立金あるいは建設改良積立金に積み立てた後、地域文化振興等積立金、これが一般会計の繰り出しの内容とする積立金でございまして、そちらの方に積み立てることとしております。先ほど説明の中でも申し上げましたが、利益積立金につきましては基金欠損金の補填へ使うものでございまして、建設改良積立金につきましては、発電所等の大規模改修などに備えるために積み立てるものでございまして、それ以外の一般会計の繰り出しやクリーンエネルギーの推進事業に、地域文化振興等積立金として積み立てをすることとしております。

山田委員長 雨宮総務課長、内訳ではなく、規定があるのかということを開き、それがいつできたのかという意味だと思います。

雨宮総務課長 申し訳ございません。各積立金につきましては、企業局の中で、電気事業会計、温泉事業会計ですけれども、会計ごとに、積立金の取扱要綱を定めておりまして、その中で、今申し上げた各積立金の取り扱いについて定めております。最初は、平成17年4月に積立金取扱要綱を策定しております。

向山委員 要綱の中で定められているということで、これも要綱を変更しながらやっていくのだと思うのですが、金額というのは、その純利益に応じて、配分率を決めているのか、その時々差配によって配分率を変えるのか、決まっているのでしょうか。

雨宮課長 企業局では、相当年度の利益の状況に応じまして、一般会計の繰出額は決めておりますけれども、令和2年度で言うと5億円でございますが、この5億円を具体的にどのような事業に配分するかにつきましては、一般会計での対応でございますので、そちらで決定することとなっております。

向山委員 その5億円という額がいきなり増えたりとか、純利益がすごく増えたから、10億円にします、倍になったから10億円にしますということではなく、5億円の額は、一定程度純利益が確保されていれば、その金額は変わらないという認識でよろしいでしょうか。

雨宮総務課長 令和2年度につきましては、財政課と協議する中で、5億円ということを企業局の利益を損なわない範囲で繰り出しをするということを決めて行っておりますので、今後、一定額が決められているわけではなく、その都度、状況に応じて検討させていただき中で、今、企業局の利益についても、大変、注目されている状況ですので、財政課と相談する中で繰出額を決定させていただいているところです。

山田委員長 先ほど5億円と言いましたが、これまでは5億円で、令和2年度は7億円でという説明でしたか、確認です。

雨宮総務課長 公営企業会計決算書の11ページでございますが、その利益積立金のうち、処分案として、地域文化等積立金に7億9670万7187円とあると思いますが、この積立金の中から、クリーンエネルギーに要する事業に充当する分等もございまして、それ以外の7億9000万円のうちの5億円を、一般会計へ繰り出すこととしております。

（温泉事業会計について）

志村委員 温泉事業会計ですけれども、昨年度、感染症の影響を受けた石和温泉のホテル、旅館等の支援のために、温泉給湯使用料を減額という対応させていただいたのですけれども、ちょっと数字の確認で、令和2年度の中で、減額をしていただいた、かかった費用、減額した分の金額と、それに対応する形で、収入として地方創生臨時交付金を受け入れたという説明があるので、その金額の説明をお願いします。

雨宮総務課長 まず、昨年度の温泉使用料の減額についてでございます。大きく2回に分けて実施しております、1回目は4月から7月分まで4カ月間にわたりまして減額を行いました。その間の合計額が776万302円。2回目といたしまして、年が明けた1月から3月分まで、3カ月間行いました。その間の合計額が1081万62円でございます。2回分を合わせまして、減額が1857万364円でございます。この減額とともに、地方創生臨時交付金、これは収入として一般会計から受け入れたものでございますが、その交付金の額が776万1000円でございます。

志村委員 他会計補助金で776万円という計上があったので、これかと思っていたのですけれども、後半の方の1081万円に関しては、その財源はどういう充当をされたのでしょうか。

雨宮総務課長 説明が不足しておりますし申し訳ありません。地方創生臨時交付金を充てましたのは、4月から7月までの4ヶ月分でございます、1月から3月までの1000万円につきましては、交付金は充ててございません。それは充当先の問題等もございまして、時期的な問題もあり間に合わなかったことがありますので、交付金は充てておりません。

志村委員 そうしますと、実質的に純然たる企業局での減額措置という対応をしていただいたということで、これを後から、何か他のものを前半の交付金776万円を充てたように、後半の方も、今後何か処理ができるということではないですね。その確認をお願いします。

雨宮総務課長 1月から3月分については、他会計補助金等を今後も充てる予定はございません。

（電気事業会計について）

猪股委員 電気事業会計のところで聞きたいのですけれども、収入が大分落ち込んでいることはわかりますが、これは降水量の減少によって、発電量が落ちているということだと説明にありますけれども、27の発電所があるということですが、これはどれぐらいの規模でしょうか。

功刀電気課長 今、企業局が運営している発電所は27あります。そのうち、早川水系に6発電所、笛吹川水系に11発電所、それから、塩川に1発電所、そのほか、9つの小水力ということで、4つに区分しております。発電量について早川水系の6発電所が起こす電気が6割を起こしております。あと、笛吹川水系の方で残りの4割近く、そして、小水力発電所が9つありますけれども、その発電所が起こす電気は、ごくわずかという状況になっております。

猪股委員 降水量が少なくて発電ができないような小水力発電があると聞いたのですけれども、県の所有している、または、出資している小水力発電で、水の関係などが原因で、今、発電がされていない、稼働されてない施設がありますか。

功刀電気課長 9つの小水力発電所の中で、川から直接取水する発電所、そのほかに、上水道用水を使う発電所、あるいは、トンネルの湧水を使った小水力発電所、あと、灌漑用水を使った発電所など、それぞれいろいろな発電所があります。委員のおっしゃっている稼働が少ない発電所について、その中の河川から直接取水している発電所は水車が小さいため、川からのじんかいや土砂が詰まりやすく、身延町にある大城川発電所は、昨年度、成績が非常に悪かったです。また、設備の故障もありましたので、稼働することがごくわずかでした、そのほかに、河川から取水する発電所としましては、峡東地域の塩山の重川発電所がありますけれども、こちらにつきましても、やはり川から取水する土砂やじんかいの問題で、目標としていたものの5割位の実績となりました。そのほかの上水道用水などにつきましては、ほぼ目標としていた量を発電しています。

猪股委員 何でその質問をしているか、この決算に直接数字的なものが出てくることはないのだけれども、補助金などの問題で、民間や協議会等で行う小水力発電、それらの原因が、調査が甘かったのかどうなのかわからないけれども、水不足で、結局、発電ができない。稼働して1年で終わってしまい、止まってしまう。先ほど、課長が説明したとおり、原因がそういう土砂が入ったりすることなどで機械がふぐあいとなって駄目になってしまう。その修繕費が結構かかる中で、このまま続けられなくて、せっかく投資した費用が生かされずに、そのまま終わってしまうことを聞いているのです。だから、私の言いたいのは、県で出資している小水力発電で、そのような無駄があるということであれば、こういう決算は芳しくないという解釈がありますから、県ではこの小水力発電は、調査もしっかりやった中で、そういうおかしな話がないような形を取るべきだということを感じていますから、その辺を言わしていただいた上で、いかがでしょうか。

功刀電気課長 小水力発電所につきましては、今、国の固定価格買取制度という制度を利用して売電をしており、売電単価が高いために、良好に発電できる発電所につきましては、収入につながる部分が大きいですので、設備投資の回収を十分にできた上に、さらに儲かる発電所になります。先ほどの成績の悪い発電所につきましても、売電単価が高いので、収入はそこそこ得ることができるのと、固定価格買取制度という国の制度が20年間の固定の制度なのですけれども、その制度が終わった後も、大事に設備を運用することによって、長い間で投資した設備費用は回収していこうと考えております。

また、これから開発する小水力発電所については、採算が取れるというところも、これまでの反省を踏まえて、十分に考慮しながら、開発を進めていきたいと考えております。

その他

・労働委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局については、経常的経費のみであるため、執行部からの概要説明は省略する扱いとした。

以 上

決算特別委員長 山田 一功